

議 第 46 号

令和 8 年 2 月 16 日提出

熊本市学校給食費条例の一部改正について

熊本市学校給食費条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市学校給食費条例の一部を改正する条例

熊本市学校給食費条例（平成 31 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「保護者等」の次に「(規則で定める者を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(提出理由)

小学校及び特別支援学校の小学部の児童に係る学校給食費を無償化するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。